9-11 つくば市福祉支援センターさくら地域活動支援センターⅡ型事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1　趣旨

地域活動支援センター事業とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 77 条第１項第９号に規定する障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものである。

福祉支援センターさくらについて、社会福祉法人等の事業者がもつ人材基盤やノウハウの活用、更なる障害者支援サービスの質的向上を図るため、地域活動支援センター事業の業務受託を希望する法人を募集する。

2　業務概要

（１）　委託業務名

9-11 つくば市福祉支援センターさくら地域活動支援センターⅡ型事業業務委託

（２）　委託場所

つくば市福祉支援センターさくら内

（３）　委託期間

令和９年（2027 年）４月１日から令和 12 年（2030 年）３月 31 日

（４）　業務内容

別紙「9-11 つくば市福祉支援センターさくら地域活動支援センターⅡ型事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（５） 委託料の上限額

ア　業務委託費は、12 か月で 58,851,000 円（非課税）、３か年で 176,553,000 円を上限とする。

イ　業務委託費（12 か月）のうち、人件費は、56,867,000 円、事務費は、1,984,000 円（非課税）を上限とする。

ウ　その他詳細は仕様書のとおりとする。

３　参加資格

（１） この公募開始の日から契約締結までの日において、次の要件を満たしていること。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項に規定する者に該当しないこと。

イ　地方自治法施行令第 167 条の４第２項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団でなく、かつ、役員が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第２条第３号に規定する暴力団員等でないこと。

エ　茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成６年７月 14 日付け監第 692 号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成６年つくば市告示第 15 号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

オ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。

カ　国税（法人税、消費税）、本店所在地分の都道府県税（法人県民税、法人事業税）、つくば市税（つくば市内に本店、支店又は営業所がある場合に限る。）について未納がないこと。

キ　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人又は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 27 日　茨城県条例第 73 号）第４条に規定する法人であること。

ク　福祉分野における事業において、本業務に応募する法人又は本業務に応募する法人と関連のある法人が、違法行為等により下記（２）アの指定の取消し、指定の全部又は一部の効力の停止等の処分を過去５年以内に受けていないこと。

（２）　この公募の日において、次の要件を満たしていること。

ア　次に掲げるいずれかの事業所又は施設を有し、かつ、当該事業所又は施設について１年以上の運営実績があること。

(ｱ)　障害者総合支援法に基づく指定を受けて障害福祉サービス事業又は特定相談支援事業を提供する事業所

(ｲ)　障害者支援施設

４　資料の配布

（１）　配布する資料

ア　つくば市福祉支援センターさくら地域活動支援サービスⅡ型事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

イ　つくば市福祉支援センターさくら地域活動支援サービスⅡ型事業業務委託仕様書

ウ　提出書類一式

（２） 配布期間

令和８年（2026 年）11 月 10 日（火）から 11 月 20 日（金）の平日９時から 16 時 30 分まで（土日祝日を除く）

（３） 配布場所等

障害者地域支援室で配布する。また、市ホームページに掲載する。

５　参加申込書の提出

（１） 提出書類

ア　プロポーザル参加意向表明書（様式１）

イ　参加資格に関する誓約書（様式２）

ウ　指定障害福祉サービス事業等の認可証等（写し）

（＊法人が応募資格に該当する事業について、都道府県等の指定を受けていることを証するもの）

エ　国税（法人税、消費税）、本店所在地分の都道府県税（法人県民税、法人事業税）、つくば市税（つくば市内に本店、支店又は営業所がある場合に限る。）の各納税証明書一式：写し可（直近２年分）

オ　商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書：写し可（法務局発行）

カ　法人の定款又は寄付行為等：写し可

キ　印鑑証明書：原本（法務局に登録してあるもの）

（２） 提出部数

正本１部、副本１部の合計２部提出すること。

（３） 提出期間

令和８年（2026 年）11 月 10 日（火）から 11 月 20 日（金）の平日９時から 16 時 30 分まで（土日祝日を除く）

（４） 提出先

つくば市福祉部障害者地域支援室

（５） 提出方法

持参又は郵送（提出期間内必着）により提出すること。

持参の場合は、事前に電話にて来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出書類の到達通知は行わないため、提出者が必要に応じて追跡可能な郵送方法を検討すること。

（６） 辞退について

応募申込をした後に応募を辞退するときは、応募辞退届出書（様式５）を令和８年（2026 年）11 月 20 日（金）16 時 30 分までに持参又は郵送（提出期間内必着）により提出すること。

6　参加資格の審査及び結果の通知

参加資格の確認を行い、令和８年（2026 年）11 月 26 日（木）までにプロポーザル参加資格審査結果通知書を郵送等により通知する。なお、参加資格を満たしていないとされた結果を受けた者については、その理由を付して通知するものとする。この場合において、参加資格を満たしていないと判断された者は、「12 担当部署（問合せ先）」の電子メールアドレス宛てに、電子データ（様式は問わない）を添付し提出することで説明を求めることができる（電話にて受信を確認すること）。この期間は、12 月３日（木）16 時 30 分までとする。

7　企画提案書の提出

（１） 提出書類

ア　応募申込書（様式４）

イ　誓約書（様式６）

ウ　法人概要及び法人実績（様式７）

エ　役員等名簿（様式８）

オ　応募動機等（様式９）

カ　運営に関する計画書（基本方針・運営体制・収支予算計画・人員配置）（様式 10・11・12・13）

キ　見積書（委託期間分）（様式 14）

ク　決算書（直近２年間の財務諸表（貸借対照表、損益計算書））＊写し可

（２）　提出部数

正本１部、副本９部の合計 10 部提出すること。

（３）　提出期間

令和８年（2026 年）11 月 27 日（金）から令和８年（2026 年）12 月 18 日（金）の平日９時から 16 時 30 分まで（土日祝日を除く）

（４）　提出先

つくば市福祉部障害者地域支援室

（５）　提出方法

持参又は郵送（提出期間内必着）により提出すること。

持参の場合は、事前に電話にて来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出書類の到達通知は行わないため、提出者が必要に応じて追跡可能な郵送方法を検討すること。

（６）　受理の取消

応募した法人が、応募受付の提出日から委託法人の決定日までの間に、次のいずれかに該当した場合は応募を取消し、審査及び選定の対象から除外する。

ア　応募書類に虚偽の内容が記載されている場合

イ　応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者又はその関係者が直接又は間接に本市職員等と接触を持った場合

ウ　提出された見積額が上限額を超えた場合

（７）　その他提出にあたっての留意事項

ア　提出書類は、Ａ４縦型フラットファイルに左綴じとし、様式毎にインデックスを貼ること。

イ 提出された書類は、返却しない。

ウ 書類提出にかかる費用は、応募者の負担とする。

エ　提出書類に係る情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例（平成 27 年つくば市条例第 27 号）に基づき、当該書類を公開することがある。

8　審査

（1）　選定委員会の設置

透明性及び公平性を確保し適正に事業者を選定するため、つくば市福祉支援センターさくら・とよさと地域活動支援センターⅡ型事業業務委託候補者選定委員会を設置し、同選定委員会において企画提案書の審査及び評価を実施し、本業務の履行に最も適した候補者を選定する。

（2）　事業予定者の選定方法等

ア　応募申込書（様式４）及び添付書類による審査及びプレゼンテーションを実施し、総合的に評価し選定する。また、提出書類以外の書類は認めないものとする。

イ　審査基準は、(4)に掲げる項目により、選定委員会の委員長及び各委員が採点して審査するものとする。

ウ　選定の方法

候補者の選定は、選定委員会の委員長及び各委員が提案者毎の評価点の合計で順位をつけ、原則として第１順位の最も多い者を候補者として選定する。なお、第１順位が最も多い者が２者以上あるときは、次の順序により比較し、順位を決定する。

(ｱ) 全ての審査項目の委員長及び各委員の評価点の合計

(ｲ) 地域活動支援センター事業運営に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計

(ｳ) 法人に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計

(ｴ) 人員及び価格・経費に関する項目の委員長及び各委員の評価点の合計

エ　第２順位以降で同一の順位の者が複数あった場合は、上記ウの規定を準用し、その順位を決定する。

オ　委員長及び各委員の評価点の平均値が 60 点未満の申込者は、原則として候補者に選定しない。ただし、全ての申込者が前段に該当した場合、選定委員会は、第１順位の申込者を候補者として選定するか、当審査における選定者なしとするかを協議し、決定する。

カ　事業委託予定者は、選定委員会の審査に基づき、市長が決定する。

キ　選定の結果、委託予定者なしとする場合もある。

（３）　プレゼンテーションの方法

ア　実施日

令和９年（2027 年）１月 27 日（水）～２月３日（水）のいずれかの日程を予定　※正式な日時や集合場所等の詳細は別途通知する。

イ　実施場所

つくば市役所本庁舎

ウ　実施時間

１事業者につき 30 分以内（プレゼンテーション 15 分以内、質疑応答 15 分以内）とする。※申込状況に応じて実施時間を変更する場合がある。

エ　出席者

原則３人以内とし、本業務を担当する管理責任者１人及び担当者１人は必ず出席すること。

オ　審査

非公開

（4） 審査の基準

プロポーザルの審査基準の概要は次のとおりとする。

評価項目	着眼点・視点
法人に関する事項 【20 点】	・ 経営が安定しており受託法人としての資質を備えているか ・ 福祉支援センターにおける地域活動支援センター事業内容を理解しているか ・ 危機管理体制の内容は適切か ・ 外部評価（第三者評価）等の受審について
センター運営に関する事項 【55 点】	・ 本業務の応募にあたり、具体的な動機及び強い意欲を有しているか ・ 地域活動支援センター事業を実施していく上での基本方針は適切か ・ 地域活動支援センター事業における新たな創意工夫事業の提案があるか ・ 公益事業としての考えは適切か ・ 利用者の状況に応じた地域活動支援センター事業以外の日常生活支援の方策の提案があるか ・ 保護者・家族への支援体制が整っているか ・ 関係機関（医療機関、相談支援事業所等）との連携体制があるか ・ 障害者支援に対する考えについて ・ 法令遵守のための研修体制が整っているか ・ 苦情処理について研修やマニュアル等を整備しているか ・ 個人情報の取り扱いの考え方は適切か
人員に関する事項 【15 点】	・ 適切な人員配置は確保されているか ・ 職員の統括体制は整っているか ・ 職員の資質・専門性向上に向けた取組みはあるか

価格・経費に関する事項 【10 点】	・ 見積価格や本業務に係る収支計画について（妥当性やコスト縮減等）

（５） 選定結果の通知

選定結果については、応募した全ての事業者に文書により通知する。

なお、候補者として選定されなかった結果を受けた者は、「12 担当部署（問合せ先)」の電子メールアドレス宛てに、電子データ（様式は問わない）を添付し提出することで説明を求めることができる（電話にて受信を確認すること)。この期間は、審査結果の通知日から１週間以内とする。

（６） 決定事業者の公表等

決定事業者名等を「つくば市プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドライン」に基づき公表する。

9　契約締結までのスケジュール

実施内容	実施期日
プロポーザル実施の公表	令和８年（2026 年）11 月 10 日（火）
実施要領に関する質疑受付	令和８年（2026 年）11 月 10 日（火）～ 11 月 17 日（火）
質疑回答	令和８年（2026 年）11 月 19 日（木）
参加申込書の受付	令和８年（2026 年）11 月 10 日（火）～ 11 月 20 日（金）
参加資格審査結果の通知	令和８年（2026 年）11 月 24 日（火）～ 11 月 26 日（木）
企画提案書の受付	令和８年（2026 年）11 月 27 日（金）～ 12 月 18 日（金）
選定委員会の開催	令和９年（2027 年） １月 27 日（水）～　２月　３日（水） （プレゼンテーションの実施予定）
審査結果の通知	令和９年（2027 年） ２月 10 日（水）（予定）
契約締結	令和９年（2027 年） ３月上旬（予定）

10　受託候補者との協議・契約

選考された受託候補者と本市との間で委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、事業委託に係る契約を締結する。

なお、受託候補者と本市との協議が整わない場合、または受託候補者が委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として次点候補者と協議を行う。

また、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

11　質問方法等

（１）　受付期間

令和８年（2026 年）11 月 10 日（火）から 11 月 17 日（火）の平日９時から 16 時 30 分まで（土日祝日を除く）

（２）　提出方法

電子メールにて、質問書（様式３）を下記のメールアドレスに送信すること。必ず電話で「つくば市福祉支援センターさくら地域活動支援センターⅡ型事業業務委託質問」を送信した旨を伝え、担当部署に着信したことを確認すること。なお、口頭による質問は受付しない。

電子メールアドレス：wef023@city.tsukuba.lg.jp

（３）　回答方法

質問があった場合は、令和８年（2026 年）11 月 19 日（木）までにホームページに掲載することとする。

12　担当部署（問合せ先）

〒305-8555　茨城県つくば市研究学園一丁目１番地１

つくば市福祉部障害者地域支援室

TEL:029-883-1111（代）

E-mail:wef023@city.tsukuba.lg.jp